

「公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定廃棄物等の要件」の概要

- ※ 以下「廃棄物処理法」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)をいう。
- ※ 以下「規則」とは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(平成 23 年環境省令第 33 号)をいう。
- ※ 以下において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

1. 趣旨

廃棄物処理法では、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物の 5 種類)のみの埋立処分を行う最終処分場として、安定型最終処分場が規定されている。安定型最終処分場には遮水工、排水処理設備等は設置されていないため、埋め立てる廃棄物の搬入管理が重要となる。

規則においても、第 26 条第 4 項において廃棄物処理法における安定型最終処分場相当の最終処分場での埋立処分できるものとして、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定廃棄物の要件を環境大臣が定めることとされている。また、規則附則第 4 条において、安定型最終処分場に埋立処分できる特定産業廃棄物の要件を環境大臣が定めることとされている。

2. 安定型最終処分場(又はそれ相当の処分場)に埋立処分できる特定廃棄物等の要件

(1) 特定廃棄物の要件

- ア. 埋め立てる廃棄物の種類を廃棄物処理法と同様に廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物の 5 種類に限定すること
- イ. JIS K 0058 に定める方法により作成した検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出されないこと

(2) 特定産業廃棄物*の要件

JIS K 0058 に定める方法により作成した検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出されないこと

- ※ 特定産業廃棄物については廃棄物処理法も併せて適用されるため、埋め立てる廃棄物の種類は廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物の 5 種類に限定される。

3. 適用の日

公布の日